

国立大学法人茨城大学農学部労働組合同規約

第1章 総説

(名称及び所在地)

第1条 本組合は、国立大学法人茨城大学農学部労働組合と称する。

第2条 本組合の事務所は、茨城県稲敷郡阿見町中央3の21の1におく。

(構成員)

第3条 本組合は、国立大学法人茨城大学農学部及び阿見地区にある国立大学法人茨城大学附属施設に在職する者で、本組合の目的に賛同し、この規約に従う者をもって組織する。入退会は本人の自由意志にもとづくものとする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 使用者の利益を代表とすると認められる権限と責任をもつ者
 - (2) その他組合が除外を適当と認めた者
- 2 入退会に関する規則は別に定める。

第2章 目的と事業

(目的)

第4条 本組合は、組合員の総意にもとづき、組合員の労働条件の維持・改善を期し、もって組合員の経済的、社会的地位の向上を図るとともに、大学の社会的使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本組合は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 組合員の待遇ならびに労働条件の維持改善に関すること
- (2) 組合員の文化教養の向上、福利厚生に関すること
- (3) 労使協定、労働協約の締結、改訂及び大学運営と経営民主化に関すること
- (4) 同一の目的を有する他の諸団体との協力、提携に関すること
- (5) その他目的達成に必要なこと

第3章 組合員の権利と義務

(権利)

第6条 何人も、いかなる場合においても、思想信条、人種、宗教、性別、門地、国籍または身分によって組合員たる資格を奪われない。

組合員は平等に次の権利を有する。

- (1) この規約にもとづき、すべての問題に参加し均等の取扱いを受ける権利
- (2) 組合役員その他の代表に選挙され、若しくは選挙する権利
- (3) この規約にもとづき、自由に意見を表明し議決に参加する権利
- (4) 組合役員及び機関の活動の報告を求め、または批判し解任を請求する権利
- (5) 懲戒処分について弁明し得る権利

(義務)

第7条 組合員はすべて次の義務を負う。

- (1) 規約及び大会の決議に従い、機関の統制に服する義務
- (2) 組合費及び機関で決定したその他賦課金を納める義務
- (3) 規約にもとづく各会議に出席する義務
- (4) 組合の機密をもらさない義務

第4章 機関

(機関の種類)

第8条 本組合に、次の機関をおく。

- (1) 議決機関
 - ア. 大会
 - イ. 代議員会
- (2) 執行機関
 - ア. 執行委員会
- (3) 監査機関
 - ア. 会計監査

第1節 議決機関

(大会)

第9条 大会は、組合の最高議決機関であつて組合員全員をもつて構成する。

第10条 大会は、年1回5月に開催するものとし、執行委員長がこれを召集する。ただし、組合員の5分の1以上の要求があつたとき及び代議員会が必要と認めるときは、執行委員長は臨時に召集しなければならない。

第11条 執行委員長は、大会開催期日の7日前までに、日時、場所、議題等を組合員に告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第12条 大会は、組合員の過半数の出席により成立する。

第13条 議長及び副議長は、大会で選出する。議事はこの規約に特に定めているもののほかは出席組合員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

第14条 大会の付議事項は次の通りとする。

- (1) 運動方針の決定と経過報告の承認
- (2) 組合同約の改定
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 労使協定、労働協約の締結及び改訂に関する事項
- (5) 交渉権の委任に関する事項
- (6) 他団体への加入、脱退
- (7) 役員解任
- (8) 組合員の表彰及び制裁
- (9) 組合の統合及び解散
- (10) その他重要な事項

2 第14条(4)の事項は、その締結・改定の内容または事態の緊急性に鑑み、代議員会で審議決定を行ったものを事後承認することがあり得る。

第15条 大会議事の議決は出席者の過半数の承認を必要とする。可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第14条の(9)の場合は、全組合員の3分の2以上の承認を必要とする。また、第14条(7)の場合は、出席者の3分の2以上の承認を必要とする。

2 大会において議事が開始されてからのち、やむを得ない理由により退席する場合は、1人1票に限り委任を認めるが、その数は、全組合員数の10分の1を超えてはならない。ただし、第14条の(9)については委任を認めない。

(代議員会)

第16条 代議員会は大会に次ぐ議決機関であり、役員（但し会計監査を除く）及び代議員をもって構成する。

2 代議員は、職場単位に選出し、原則として任期は1年とする。

第17条 代議員会は、必要に応じて執行委員長が召集する。ただし、代議員の5分の1以上の要求があったときは召集しなければならない。

2 代議員会の議長は、代議員の互選によって選出する。

第18条 代議員会は次の事項を審議決定する。なお、代議員会の定足数、議決等については、大会に準ずる。

(ア) 大会から委任された事項（第14条第2項を含む）

(イ) 規約にもとづく諸規則及び細則の決定と改廃

(ウ) 予算の更正

(エ) その他、執行委員会が必要と認めた事項

第2節 執行機関

(執行委員会)

第19条 執行委員会は、大会及び代議員会において決定された事項及び規約に定められた組合業務を執行する。

第20条 執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、その他執行委員2名の計5名の執行委員をもって構成する。

2 執行委員会は、必要に応じて執行委員長が召集する。ただし、執行委員の3分の1以上の要求があったときは召集しなければならない。

3 執行委員会の議長は、執行委員長をもってあてる。

第21条 執行委員会は、次の事項を審議する。

(1) 大会および代議員会にもとづく組合業務の執行に必要な事項

(2) 大会に付議する事項

(3) 代議員会に付議する事項

(4) 緊急な事項の処理

第22条 執行委員会のもとに専門部をおき、組合員に部員を委嘱することができる。

第23条 専門部は、執行委員が分掌し、その代表者となる。

第5章 役員

(役員)

第24条 本組合に次の役員をおく。会計監査以外の役員は組合員による選挙で選ぶ。

- | | |
|------------|----|
| (1) 執行委員長 | 1名 |
| (2) 副執行委員長 | 1名 |
| (3) 書記長 | 1名 |
| (4) 執行委員 | 2名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |

第25条 役員の職務は次の通りとする。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 執行委員長 | 本組合を代表し、業務を統括する |
| (2) 副執行委員長 | 委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する |
| (3) 書記長 | 日常の業務を処理し、文書及び記録の整理、保管にあたる |
| (4) 執行委員 | 各専門部を担当し、組合業務を執行する |
| (5) 会計監査 | 執行機関と独立して、本組合の会計業務を監査し、定期大会に報告する |

(任期)

第26条 各役員の任期は、定期大会から次期定期大会までとする。ただし、原則として、重任を認めない。

- 2 役員に欠員を生じたときは補充する。ただし、任期は前任者の残りの期間とする。
- 3 役員は任期満了でも、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 4 役員は、他の役員を兼ねてはならない

第27条 役員は大会において出席者の3分の2以上の賛成により解任することができる。

第6章 選挙

第28条 選挙の公正を期するため選挙管理委員会を置く。選挙管理委員は選挙に関する一切の職務を行う。

- 2 選挙管理委員会の規則は別に定める。

第29条 会計監査以外の各役員の選挙は組合員の直接無記名投票によって選出する。

- 2 会計監査以外の役員の選挙規則は別に定める。
- 3 会計監査役員は大会において出席者の過半数の承認を得るものとする。

第7章 会計

第30条 本組合の経費は、組合費、臨時負担金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

第31条 本組合の会計年度は、5月1日より翌年の4月30日までとする。

第32条 組合費は別途定める。

- 2 臨時負担金は、代議員会の議を経て徴集し、組合の経費にあてる。

第33条 本組合は、相互扶助及び福利厚生のために、基金を設けることができる。

第34条 すべての財産及び使途、主要な寄附者の氏名ならびに現在の経理状況を示す会計報告は、少なくとも毎年1回組合員に公表されなければならない。

- 2 会計帳簿は組合員の請求があれば、いつでも公開しなければならない。
- 3 会計規則は別に定める。

第8章 ストライキ

第35条 ストライキは、組合員の直接無記名投票により全組合員の過半数の同意を経て行う。

第9章 賞 罰

第36条 組合員で、組合発展のため功労があった者または他の模範となると認められる者には、大会の決議によりこれを表彰することができる。

第37条 組合員で、次の行為があった者は大会の決議によって制裁を与えることができる。

(1) 規約または組合の決定に違反して統制をみだしたとき

(2) 組合に不利益をもたらしたとき

第38条 前条の制裁は、戒告及び権利停止は大会出席者の過半数の賛成をもって、除名は3分の2以上の賛成をもって決定する。ただし、制裁の決定の前に必ず本人に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項に該当したものはその決議に不服がある場合、大会に再審査を要求することができる。

第10章 解 散

第39条 本組合の解散は、全組合員の直接無記名投票を行い、全組合員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

附 則

第40条 この規約の実施に必要な規則は別に定めることができる。

第41条 本規約は、2004年3月3日より施行する。

2 本規約は2004年5月14日より改正施行する。

3 本規約は2005年2月22日より改正施行する。

国立大学法人茨城大学農学部労働組合選挙規則

第1章 総則

第1条 国立大学法人茨城大学農学部労働組合同規約第16条第2項、第28条第2項及び第29条第2項にもとづいてこの規則をつくる。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙管理委員会は、代議員会から推薦された3名の委員をもって構成し、委員長は委員の互選による。

2 委員の任期は1年とする。ただし、欠員を生じたときは補充することし、その任期は前任者の残りの期間とする。

第3条 選挙管理委員会は選挙管理委員長が召集する。

第4条 選挙管理委員会は、役員及び代議員の選挙に関して次のことを行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補の受付
- (3) 候補者の資格審査及び公示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 開票に際しての立会人と書記の指名
- (6) 当選者の決定及び公示
- (7) その他選挙管理に必要な事項

2 代議員の選挙管理については、上記の(2)及び(3)は行わない。

第5条 選挙の公示は選挙期日の14日前までに行う。

第6条 役員候補者及び代議員候補者の公示は選挙期日の7日前までに行う。

2 役員当選者及び代議員当選者の公示は選挙期日から4日以内に行う。

第7条 役員選挙の場合、選挙管理委員会は必要に応じてその事務を現執行委員に委嘱することができる。

2 代議員選挙の場合、選挙管理委員会は必要に応じてその事務を現代議員に委嘱することができる。

第3章 候補者

第8条 職場単位は教育職員と行政職員の2つの区分とする。職場単位で定数を定める。

2 役員定数は、教育職員から3名、行政職員から2名とする。

3 代議員定数は、教育職員から3名、行政職員から2名とする。

第9条 組合員はすべての役員及び代議員の候補者となることができる。ただし、選挙管理委員が候補者となる場合、その者は選挙管理委員を辞任しなければならない。

第10条 候補者に立候補する者は、所定の様式にしたがって、選挙公示のあった日を含めて6日以内に選挙管理委員会に届けなければならない。

第4章 選挙

第11条 選挙の投票は、立候補者について行う。

2 得票数が同じで当選者を定めることができないときは、その者について決選投票を行う。

3 決選投票において得票数が同じであるときは、選挙管理委員会がくじで決める。

4 立候補者数が定数以内の場合は信任投票とし、有効投票数の過半数の信任により当選とする。

第12条 止むをえざる理由による不在投票は、選挙管理委員長の承認を得て役員及び代議員候補者公示以後、選挙期日の前日までの間に行うことができる。

第13条 この規則に定めていない事項については選挙管理委員会が決定する。

第14条 この規則の改正は代議員会において行う。

第15条 この規則は2004年3月3日から施行する。

第16条 この規則は2006年5月10日から施行する。

国立大学法人茨城大学農学部労働組合会計規則

第1章 総則

第1条 国立大学法人茨城大学農学部労働組合規約第32条第1項及び第34条第3項にもとづいて本規則をつくる。

第2章 予算

第2条 本組合の収入及び支出についてはすべて予算を編成する。

2 予算は執行委員会において作成し、これを大会に提出しその議決を経るものとする。

第3条 予算は、款、項、目にわけて編成し、大会における審議の参考に供するため、次の資料を添付する。

- (1) 収入予算明細書
- (2) 予算経費ならびに使用明細書

第3章 収入及び支出

第4条 予算の不足及び予算外に生じた経費の支出に充てるために予備費を設ける。

第5条 収入及び支出はすべて会計委員が管理し、収入及び支出に関する所定の帳簿を備えてこれを記入する。ただし、会計委員は執行委員のうちの1名があたる。

2 組合規約第33条によって基金を設けたときは、これを特別会計として処理し、別の帳簿を備える

第6条 組合員は毎月末までに当月分の組合費を一括して会計委員に納入する。

2 加入及び脱退については当月分全額を徴収する。

3 組合費は、教授(2,500円)、准教授・講師及び40歳以上の(1,500円)、助教・助手及び40歳未満の職員(1,000円)、有期雇用職員(700円)、パート職員(300円)とする。

4 休職者からは組合費を徴収しない。

第7条 金銭は原則として金融機関に預託しなければならない。

第8条 経費を必要とする場合は、所定の伝票に必要事項を記入し、書記長の認印を得て、会計委員に提出して支出分を請求する。

第9条 予備費の支出は執行委員会の議を得て行い、その手続については前条の規定を準用する。

2 予備費の支出については、事後に代議員会の承認を得なければならない。

第4章 会計監査及び決算

第10条 会計委員は会計の整理について会計期間内に1回以上、監査委員の監査を受け、各機関に報告しなければならない。

第11条 会計委員は監査委員の監査を経た会計決算を次期の大会に提出しなければならない。

附 則

- 第 12 条 本規則に明示していない事項については、執行委員会で決定することができる。ただし、事後、代議員会において、承認を得なければならない。
- 第 13 条 本規則の改正は代議員会において行う。ただし、本規則第 6 条第 3 項の改正は、大会の承認を得なければならない。
- 第 14 条 本規則は、2004 年 3 月 3 日から施行する。
- 2 本規則は、2007 年 5 月 9 日から施行する。

国立大学法人茨城大学農学部労働組合旅費細則

- 第1条 国立大学法人茨城大学農学部労働組合会計規則第2条にもとづいてこの細則をつくる。
- 第2条 この細則の適用については、執行委員会の承認をうけなければならない。ただし、緊急の場合は執行委員長の承認を得、事後執行委員会の承認をうけるものとする。
- 第3条 交流費、宿泊費は実費を支給する。日当は原則として茨城県内は無し。県外については2,000円とする。
- 第4条 業務執行に必要な旅行中、交通事故、天災その他やむを得ない事由によって要した経費の全額または一部を行動実費として支払うことができる。ただし、この場合は執行委員会にて協議の上その支払い額を定める。
- 第5条 この細則に明示していない事項については執行委員会で決定し、代議員会の承認をうけるものとする。
- 第6条 この細則の改正は代議員会において行う。
- 第7条 この細則は2004年5月14日から施行する。
この細則は2007年5月9日から施行する。

国立大学法人茨城大学農学部労働組合入退会規則

(入会規則)

第1条 本組合加入しようとするものは、加入申込書を執行委員会に提出して承認を受ける。

(退会規則)

第2条 本組合を脱退しようとするものは、理由を明記した脱退届を執行委員会に提出して承認を受ける。

(附則)

第3条 本規則は2004年5月14日より施行する。